

岡山市介護老人保健施設創設整備事業者募集要項

1 募集の趣旨

「岡山市第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護老人保健施設の創設整備事業者を選定するために行うものです。

2 募集内容

(1) 開設年度 平成29年度

(2) 整備施設

定員80人のユニット型介護老人保健施設の創設整備を、2施設、計160床予定する。

あわせて居宅サービスの基盤整備を図るため、通所リハビリテーションを行うとともに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを行うこと。

(3) 整備条件

①岡山市が定めた年度内に介護老人保健施設を開設すること（開設日は各月1日付け）。

②介護老人保健施設の開設から6ヶ月以内に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を実施すること。

*注1：定期巡回・随時対応型訪問介護看護の開始手続き等については、岡山市事業者指導課訪問通所事業者係（086-212-1013）に相談すること。

*注2：定期巡回・随時対応型訪問介護看護が未整備の中学校区（平成27年4月1日現在）においてサービスを提供する場合は選定基準上で加点があります。（未整備の中学校区：①北区[岡北・京山・香和・御津・建部] ②中区[東山・高島・操南・富山・竜操] ③東区[旭東・上南・西大寺・山南・上道・瀬戸] ④南区[灘崎・福浜・福南・光南台]）

(4) 対象区域

区域	施設数	床数	総床数
市内全区	2施設	各80床	160床

(5) 整備用地

①整備用地は、原則、自己所有であること。応募現在、整備用地を取得予定の場合は、土地売買確約書等により取得が確実であること。

②整備用地が借地又は地上権の設定により確保する場合は、賃借権等設定確約書の締結により借地が確実であること。また、整備事業者として選定された場合は、借地について、借地権等の登記を必須とします。

③整備用地は岡山市による整備施設の決定の前日において、下記の危険区域等に指定されていないこと。

(ア)土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条の規定による「土砂災害特別警戒区域」

(イ)土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条の規定による「土砂災害警戒区域」

(ウ)急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定による「急傾斜地崩壊危険区域」

(エ)地すべり等防止法第3条の規定による「地すべり防止区域」

(オ)砂防法第2条の規定による「砂防設備を要する土地又はこの法律により治水上砂防の為一定の行為を禁止若は制限すべき土地」

(カ)土砂災害危険箇所

(キ)山地災害危険地区

(6) その他

用地の開発、造成及び施設建設にあたっては、都市計画法、建築基準法、宅地造成等規制法、農地法など、各種法令等の規制を受けないものであるか、規制の解除が確実なものであること。

3 応募資格

(1) 介護保険施設の経営に知識を有し、高齢者医療、看護、介護に関する事業の知識を有している医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者であること。

(2) 法人またはその代表者が次の事項に該当しないこと。

①法律行為を行う能力を有しない者

②破産者で復権を得ない者

③暴力団員を代表者または役員に含む者

④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、岡山市における一般競争入札等の参加を制限されている者

⑤地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者

⑥岡山市指名停止基準に基づく指名停止期間中の者

⑦国税又は地方税を滞納している者

4 補助金について

岡山市が交付する補助金はありません。

5 選定基準等について

「岡山市社会福祉法人設立認可及び社会福祉施設整備等審査会」において、書類審査による第一次審査、第一次審査通過者による第二次審査（法人ヒアリング）を行い、第一次審査及び第二次審査の合計点数により整備事業者を選定します。

①第一次審査通過者とは、以下の2つの基準をクリアした施設とする。

・「岡山市介護老人保健施設創設整備事業者選定基準(書類審査)」必須項目(項目1～9)において、全項目とも1点以上であること。

・「岡山市介護老人保健施設創設整備事業者選定基準(書類審査)」審査項目(項目10～22)において、各項目の採点合計が審査項目配点合計の7割以上あること。

②第二次審査の通過条件として、審査項目全項目とも審査委員平均値で2点以上あることとする。

6 応募の手続き等

(1) 応募説明会

- ①開催日時：平成27年7月10日（金） 午前10時30分から
②開催場所：岡山市北区鹿田町一丁目1番1号 保健福祉会館4階 こころの健康相談室
③申込方法：下記期限までに募集要項に添付の「応募説明会参加申込書」を岡山市保健福祉局事業者指導課まで、持参、郵便又はファックスで提出してください。
提出期限：平成27年7月8日（水）

(2) 応募受付期間

平成27年7月13日（月） ～ 平成27年10月2日（金）
午前9時～午後5時まで（土日祝を除く） **期限厳守**

(3) 事前協議

応募書類提出前の事前協議は必須です。平成27年8月10日（月）までに初回の事前協議を行ってください。

(4) 応募書類提出先

岡山市保健福祉局事業者指導課 施設係
（岡山市北区大供三丁目1番18号 KSB会館4階 電話（086）212-1014）

(5) 応募書類提出方法

提出書類は、電話連絡の上、直接持参してください。
郵便、ファックス、電子メール等による提出は受け付けません。

※ なお、応募について、応募説明会への参加は必須ではありませんが、極力参加していただきますようお願いいたします。また、提出に必要な書類や様式については、応募説明会でお渡しする予定です。

7 応募に当たっての留意事項

- (1) 関係法令、関係基準・通知及び関係市条例・規則を承知の上で応募すること。
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- (3) 提出期限後の書類の追加提出、差し替え等はお受けできません。
- (4) 応募要件等を満たしていないと認められる場合は、審査は行いません。
- (5) 応募に関わる経費は全て応募者の負担とします。
- (6) 提出書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、事業者決定の公表で必要な場合には、提出書類の内容を、無償で使用できるものとします。
なお、提出された書類については、理由の如何にかかわらず返却しません。
- (7) 応募法人やその関係者から、本件事業について、審査委員や本市職員に対し、個別に接触した場合、その他市民の疑惑や不信を招くような行為等があった場合は失格とします。

8 選定結果の通知及び公表

応募者に対し、選定結果を通知します。決定した事業者（法人）名については、事業者指導課のホームページにて公表します。

9 事業スケジュール(予定)

- ・ 審査期間 平成27年11月～平成27年12月
- ・ 対象施設決定 平成27年11月～平成27年12月